

議案第29号

和解案の受諾について

徳島地方裁判所令和元年（ワ）第276号土地引渡請求事件につき、別紙和解案を受諾することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山 俊 雄

1 事件名 徳島地方裁判所令和元年（ワ）第276号土地引渡請求事件

2 当事者 原告 A

被告 小松島市

3 和解案

- (1) 被告は、原告に対し、令和5年3月末日までに、別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地1」という。）と同目録記載2の土地（以下「本件土地2」という。）との境界に接する本件土地2の土地上（別紙図面記載の赤線上）に、別紙標準断面図記載のとおりコンクリート擁壁を設置する道路工事（以下「本件工事」という。）を実施することを約束し、原告は、本件工事につき協力する。
- (2) 被告は、原告に対し、本件工事に係る費用を負担することを約束する。
- (3) 原告は、被告に対し、原告と被告との間で締結された本件土地1に関する賃貸借契約（賃貸借期間平成10年4月1日から平成11年2月28日まで、賃料2万8000円。以下「本件賃貸借契約」という。）に記載の坂野北部地区和田津開排水路整備工事（以下「別件工事」という。）に関し、別件工事によって整備した排水路の移設、別件工事による排水路拡幅に伴い排水路となった土地についての原状回復、損害賠償及び損失補償並びに別紙物件目録記載3及び同4の各土地に関わる公図の修正のいずれも求めないことを約束する。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告は、原告と被告の間には、別紙物件目録記載1ないし4の各土地に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別紙)

物件目録

1. 所在 小松島市和田津開町
地番 番
地目 田
地積 1 9 8 7 m²
所有者 A

2. 小松島市和田津開町 番 地先道路 (法定外公共物)

3. 所在 小松島市和田津開町
地番 番
地目 公衆用道路
地積 1 1 6 6 m²
所有者 坂野町北部土地改良区

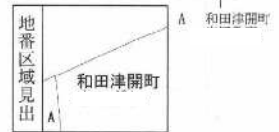
4. 所在 小松島市和田津開町
地番 番
地目 田
地積 3. 3 0 m²
所有者 小松島市

(別紙) 図面

(座標種別：図上測定)



(座標種別：図上測定)



請求部	所在	小松島市和田津開町				地番	番		
出縮力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	

(出典) 不動産登記法第14条第1項

標準断面図
Sc = 1 : 50

